

理事については、少なくともその1名は日本学術会議の役員が充当されることが望ましく、研究評議会評議員には、日本学術会議の推薦する数名が加えられ、その中に人文・社会科学関係の科学者が加えられることは絶対に必要である。

4 附則、附帯決議について

附則第4条及び衆議院附帯決議4に関連して、発足の当初から、将来の必要措置を検討するため、本会議と十分な連絡をとられたい。

9-25

日本学術会議会員選挙に関する声明

昭和48年10月24日

日本学術会議第64回総会

我々は、日本学術会議第12回総会において「日本学術会議の会員選挙は世界に類例を見ないのであり、これの円満な運営は科学者の高度の道徳心の上に立ってのみ可能であり、単に法律を以て律し得るものではない。

全国の科学者はこの点に深く思いをいたし、選挙にあたっては、科学者としての良心に恥じないよう、行動せられることを期待する。」との声明を行った。

しかるに、その後の会員選挙の実状を見ると会員選挙規則に違反するおそれのある事例や科学者の良心にもとる疑いのある行為もなしとしないことは極めて遺憾である。

我々はここに、第12回総会声明を再確認し、厳しく自戒するとともに再びこの種の疑いの生じないよう重ねて全国科学者の注意を喚起する。

9-26

筑波大学関係法の成立に際して(声明)

昭和48年10月25日

第64回総会

第71特別国会に政府が提出した筑波大学新設に関する法案について、本会議は、その内容が本会議の大学改革の三原則「自主・民主・全大学の連繋及び国民諸階層との交流」の趣旨と相容れない多くの問題点を含んでいることを指摘し、本法が性急に制定されることに反対する声明を発表した。また全国多数の大学及び研究者も相次いで反対声明を公表し、世論も批判的な見解を表明してきたが、それにもかかわらず上記国会において、十分な合意をえることなく、本法が制定されたことは極めて遺憾である。

本会議は、本法に示された大学の構想が今後、性急で機械的な模倣や政府の行政指導・予算措置等によって、他大学に波及することを深く憂慮するものである。政府の説明のように、筑波大学が大学改革の一つの実験であるならば、多くの大学において現にすすめられている自主的な改革についても、その実現に道を開くべきであり、筑波大学方式のみを推進すべきではない。

大学改革に安易な道がないことは本法の審議経過においても明らかになったとおりであるが、全国の大学及び研究者は、それぞれの大学の改革を今後も積極的に進めるべきであり、本会議もそれと協力して望ましい大学改革の実現に努力したいと考える。

9-27

在日韓国人科学者金喆佑博士の事件に関連して、科学者の人権保障についての声明

昭和48年10月26日

第64回総会

去る6月、北海道大学理学部地質鉱物学教室助手(文部教官)金喆佑博士が韓国において、逮捕され、現在獄舎に在り、国家保安法・反共法違反により起訴されている。

我々は、等しく科学の研究に携わるものとして、科学者の基本的人権が保障されることを強く希求し、この事件の成り行きに対し、重大な関心を寄せるものである。

9-28

総学庶第1876号 昭和48年11月15日

内閣総理大臣 田中角栄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：科学技術庁、環境庁および文化庁各長官、大蔵、文部、農林、通商産業、運輸、建設および自治各大臣、衆議院議長、参議院議長、衆議院文教委員会委員長、参議院文教委員会委員長

文化財保護法について(勧告)

標記のことについて、本会議第64回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

現行の文化財保護法は、第2次大戦後における我が国の文化国家としての再生を理念とする画期的な法律として昭和25年に制定されたもので、その前年9月本会議の申入れの主旨に添うものであった。(別添資料1参照)

しかるに、近来における高度経済成長の中で「開発」がとかく優先されるような状況のもとでは、この法の理念が十分に貫徹されない場合が、しばしばあらわれてきた。更に文化財が単に学術的資料保存の立場からだけではなく、大気や水や緑のような環境と同じく人間社会の健全な発達と成長にとって必要だとする認識には現行法は十分に答えていない。

政府がいま本法改正の検討を開始されたことは時宜に適したことと考えるが、その改正に当たっては、制定当初の精神を発展させ、更に現実に対応できるものでなくてはならない。

本会議は現行の法の理念が十分に貫徹され、その改正に当たっては次の原則が尊重されることを要望する。

1. 文化財が自然とともに国民ひとりひとりの生活環境を構成する精神的並びに物質的文化の永遠